

七ヶ宿町人事行政の運営等のあらまし

「七ヶ宿町人事行政の運営等の状況の公表等に関する条例」に基づき、本町職員の人事行政の状況等についてお知らせいたします。(なお、平成28年度における詳細は町ホームページに掲載しております。)

1 職員の給与の状況 (平成28年度普通会計決算)

(1) 人件費の状況

住民基本台帳人口 (H29.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)%	前年度の 人件費率
1,502人	2,425,897千円	55,800千円	472,830千円	19.5%	18.2%

注) 普通会計とは、一般会計と町営バス特別会計及び介護サービス特別会計をいいます。

注) 人件費とは、一般職・特別職に支給される給料、職員手当、共済負担金、退職手当、災害補償費です。

(2) 職員給与費の状況 (給与実態調査による一般会計職員数)

職員数(A)	給与費				一人当たり給与費
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
50人	164,326千円	34,690千円	68,585千円	267,601千円	5,352千円

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (平成29年4月1日現在)

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
七ヶ宿町	297,704円	355,979円	40.5歳
宮城県	320,409円	401,146円	42.2歳
国	330,531円	410,719円	43.6歳

注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当等を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況

区分	七ヶ宿町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	178,200円
	高校卒	146,100円	146,100円

3 一般行政職の級別職員数の状況 (平成29年4月1日現在) (給与実態調査による一般行政職員数)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査係長・主幹	主幹課長補佐	課長・参事室長・局長	課長等	
職員数	11人	6人	3人	9人	12人	2人	43人
構成比	25.6%	14.0%	7.0%	20.9%	27.8%	4.7%	100%
前年度構成比	27.9%	11.6%	7.0%	16.3%	32.7%	4.7%	100%

4 職員手当の状況 (平成29年4月1日現在)

(1) 期末・勤勉手当

支給時期	七ヶ宿町		宮城県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.85月分	1.225月分	0.85月分	1.225月分	0.85月分
12月期	1.375月分	0.85月分	1.225月分	0.85月分	1.375月分	0.85月分
計	2.6月分	1.7月分	2.45月分	1.7月分	2.6月分	1.7月分

(2) 退職手当

区分	七ヶ宿町		宮城県		国	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.5563月分	20.445月分	25.5563月分	20.445月分	25.5563月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%		定年前早期退職特例措置 2%~20%		定年前早期退職特例措置 2%~20%	

(3) その他の手当

区分	内容	国の制度との異同	異なる内容
扶養手当	1. 配偶者 10,000円 2. 子 8,000円 3. 配偶者、子以外の扶養親族 1人につき 6,500円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人目の子については10,000円) (職員に配偶者がいない場合の父母等については9,000円) ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までのある子1人につき 5,000円加算	同じ	
住居手当	借家・借間に居住している職員 1. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2. 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円で27,000円を限度	同じ	
通勤手当	1. 交通機関等の利用 ・月額55,000円を限度 ・定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位数期間に対応する通る定期券の価格とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2. 自家用車での通勤(2km以上) 使用距離に応じて、月額3,500円~15,800円	一部異なる	自動車等の使用距離区分・額 (国:2,000円~31,600円)

5 特別職の給料等の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	町長	議長	副議長	議員	備考
給料(月額)	578,900円				※町長の給料は、条例で定められている金額(827,000円)から30%減額している。
報酬(月額)		260,000円	219,000円	212,000円	
期末手当(6月)	1.55月分	1.55月分			
期末手当(12月)	1.7月分	1.7月分			
退職手当	578,900円× 在職月数×0.44				※町長の退職手当は、任期毎に支給される。

6 職員数の状況 (いずれも4月1日現在)

(単位:人)

区分	職員数		対前年増減	主な増減理由	
	平成28年	平成29年			
一般行政部門	議会	2	2	0	
	総務	14	15	1	育児休業取得者の配置調整のため
	税務	2	3	1	会計支出科目の変更のため
	民生	6	6	0	
	衛生	5	5	0	
	農林	5	5	0	
	商工	4	5	1	年度中途退職者による配置調整
	土木	3	2	△1	欠員不補充のため
	小計	41	43	2	
	特別行政部門	教育	7	7	0
公営企業等	診療所	6	5	△1	短時間再任用職員は職員数に含まれないため
	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	国保	1	1	0	
	介護	1	1	0	
小計	10	9	△1		
合計	58	59	1		

※教育長は含まない。